

# 女性部会 会費規則

## (目 的)

第1条 この規則は、女性部会規約（以下「部会規約」という。）第11条第1項の規定に基づき、公益社団法人豊田法人会女性部会会員（以下「会員」という。）の納付すべき年会費及び特別会費について規定する。

## (年会費)

第2条 会員は、部会規約第11条第2項に規定する1会計年度について、会費4,000円を負担する。

2 前項の会費は、各会計年度の6月末日までに納付しなければならない。

## (特別会費)

第3条 会員は、特別の支出（研修旅行等）に充てるため特別会費を負担する。

2 前項の特別会費の金額については、特別の支出を要する場合に役員会において決定する。

## (会費の特例)

第4条 会計年度の中途において入会した部会員については、入会初年度の会費は免除する。

2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

## (規約の変更)

第4条 この規則は、部会規約第10条第2項に規定する総会の承認を得て変更することができる。

## 附 則

この規則は平成14年4月24日から施行する。（平成14年4月24日開催第23回女性部会総会議決）

## 附 則

この規則は平成21年4月20日から施行する。（平成21年4月20日開催第30回女性部会総会議決）